



木に変える。みんなも変わる！

Love Kinohei

外構部の木質化対策支援事業

お知らせ

外構実証型事業

企画提案型実証事業

クリーンウッド法に係る情報

JAS構造材利用拡大



＼ 美しい「まちづくり」に調和する ／
～外構部の木質化の 支援事業～

令和4年度 外構部の木質化対策支援事業

外構実証型事業 事前申込ガイド (限定募集) 版

2022年9月

全国木材協同組合連合会

目次



1. スケジュール
2. 申請の流れ
3. 事前確認事項
4. 手続きの流れ
5. 事業者の内定と
その後の手続きについて



1. スケジュール

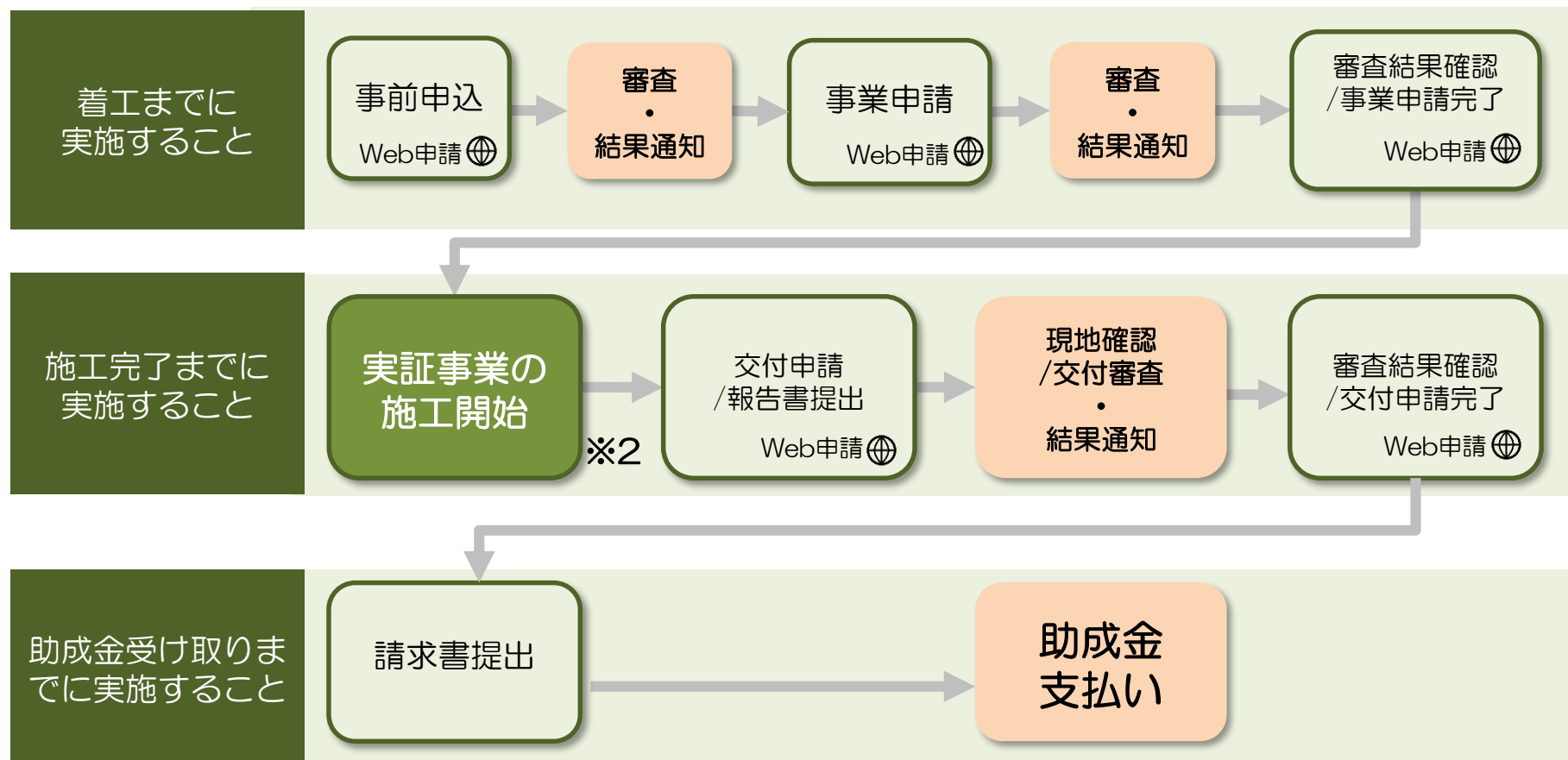
【限定募集】

- | | | |
|---|-------------|----------------------------------|
| 1 | 事前申込の受付 | 令和4年10月3日(月)13時から10月7日(金)12時まで |
| 2 | 事業申請の電子申請受付 | 令和4年10月11日(火)13時から10月17日(月)12時まで |
| 3 | 交付申請の電子申請受付 | 令和4年10月18日(火)13時から12月9日(金)12時まで |
| 4 | 募集規模 | 50件程度 |

※申請可能な内容を、以下のとおり一部限定して募集します。

- ・交付申請締切の延長は認めません。
- ・資材の調達を含め、施設の施工開始時期は審査結果通知書（様式2号）の施行日以降とします。
- ・新設のみ申請可能とし、基礎や支柱の再利用など既設利用は助成対象外です。
- ・敷地は平坦地（高低差50mm以内）のみ申請可能です。
- ・デザインや規模は、「公募及び実施要領（限定募集）」の別添3に合致した施設のみ申請可能です。
- ・図面は、案内図、配置図・平面図のみ新規作成し、伏図、立面図、断面図は、※事業申請時等に使用するファイル を利用し作成した図面でも結構です。

2. 申請の流れ | フロー図



- ※1 詳しくは、外構部の木質化対策支援事業ホームページに情報を更新していきますのでご確認ください。
- ※2 工事内容の変更を希望する場合は、外構実証型事業変更承認申請書（様式5-(1)）による変更申請が必要となります。
- ※3 外構実証型事業の電子申請は外構部の木質化対策支援事業ホームページより申請者が行うことになります。
- ※4 正式なスケジュールについては、外構部の木質化対策支援事業のホームページを参照ください。
なお、事前申込が承認された方には登録したメールアドレスにその旨の連絡が届きます。

3. 事前確認事項 | 申請条件の確認

本事業に申請できる事業者の条件は、次のとおりです。

外構実証型事業の対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等であること	☐
資格（造園技能士、建築大工技能士、建築士1級又は2級、建築士木造、建築施工管理技士1級又は2級、登録基幹技能者）又は建設業法に基づく、「土木工事業」、「建築工事業」、「大工工事業」及び「造園工事業」に係る許可を有する者	☐
外構実証型事業の目的を理解し、外構部の木質化を積極的に推進する意思を有する者	☐
外構実証型事業の内容を理解し、これを行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者	☐
外構実証型事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者	☐
公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていない者	☐
自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがない者	☐
インターネットに接続されたパソコン、タブレット等によりホームページの閲覧及び申請に必要な書類のアップロード等を行うことができる環境を有する者	☐

3. 事前確認事項 | 申請条件の確認

本事業に申請できる施設の条件は次のとおりです。

主たる建築物（母屋）と基礎が異なり、構造的に一体でない外構施設であること	☐
固定され、容易に持ち運びができない外構施設であること	☐
施主に対して施設に使用する木材の耐久性やコストの説明を行い、理解を得られた外構施設であること	☐
助成申請をしている外構施設が本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関からの補助や助成を受けていないもの（※）	☐
反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの	☐
申請者の所有する物件の外構施設でないもの	☐
右記いずれか1つを満たすこと	☐
木堀 木材の使用量がメートル当たり0.04m³以上かつ合計0.4m³以上であること デッキ 木材の使用量が床面積(m²)当たり0.05m³以上かつ合計0.5m³以上であること	

※ ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関により確認できる場合はこの限りでない。

3. 事前確認事項 | 留意点

本事業で申請を行う外構施設については、「公募及び実施要領（限定募集）」の別添3により施工されるか確認します。併せて、以下の点をご留意いただきますようお願いいたします。

【共通事項】

- ・ 構造的に自立していること。
- ・ 建物から12mm程度以上の間隔があり、接続されていないこと。
- ・ 基礎パッキンは基礎の一部とみなします。
- ・ 関連法令及び構造に十分配慮いただき、安全に設置ください。

【木塀】

- ・ 設置する木塀を支持するのに十分な基礎の施工をお願いします。
例）設置基準を満たしたPC基礎、ブロック基礎、RC基礎など

【ウッドデッキ】

- ・ 本事業におけるウッドデッキとは、束、大引、根太など構造部分と床材、幕板とします。
- ・ 上記以外の藤棚等の設置を希望する場合は設置は可能ですが、助成対象外とします。
- ・ 大引、根太を直置き（ころばし）で設置されたウッドデッキは対象外とします。

3. 事前確認事項 | 申請条件（使用木材について）

使用する木材は耐久性処理とクリーンウッド法に基づく合法性の確認が必要です。

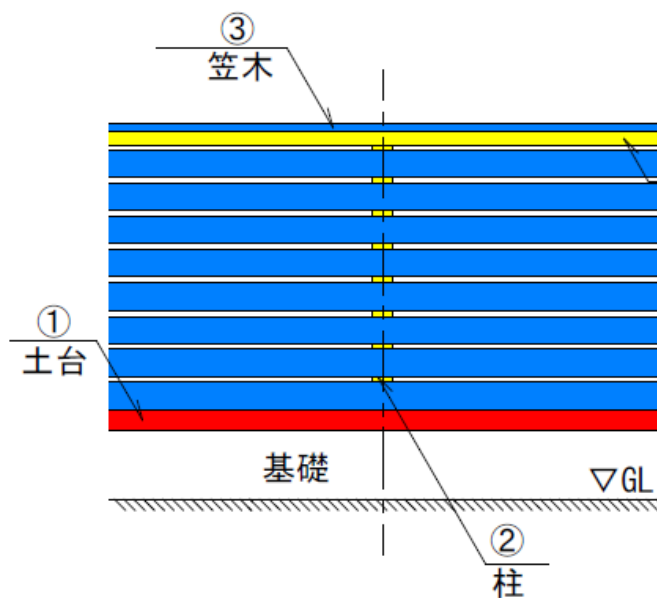
① 地際に接する部材等、交換が難しく外構施設の強度を支える重要な部分	使用する木材に必要とする耐久性の処理区分は下記「区分表」の <u>区分1</u> とします。	☐
② 地際に非接地の部材ではあるが、強度保持上重要な部分	使用する木材に必要とする耐久性の処理区分は下記「区分表」の <u>区分1</u> または <u>区分2</u> とします。	☐
③ 地際に非接地の部材で、強度負荷が少ない部分	使用する木材に必要とする耐久性の処理区分は下記「区分表」の <u>区分1</u> 、 <u>区分2</u> 、 <u>区分3</u> とします。	☐

区分表

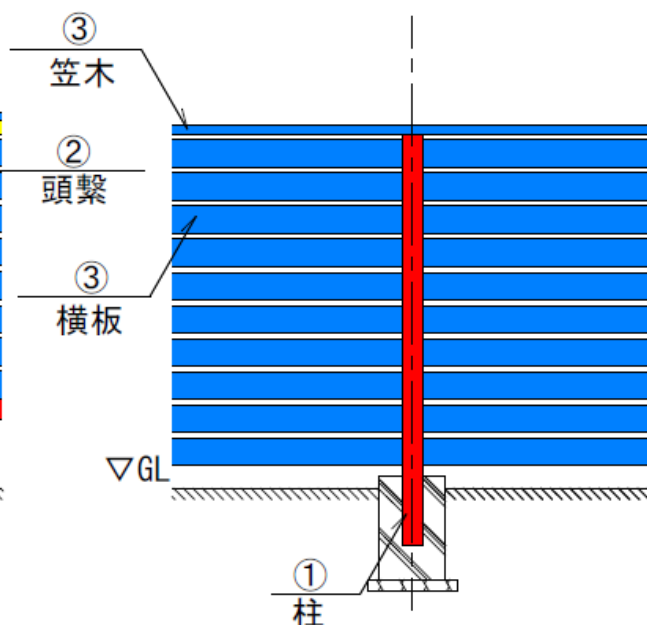
区分1	JAS規格の性能区分K4、K4相当の注入処理したもの又はAQ1種認証材
区分2	①JAS規格の性能区分K3、K3相当の注入処理したもの若しくはAQ2種認証材、 ②公益社団法人日本木材保存協会認定の保存剤処理木材及び非保存剤処理木材のうち、無垢のひき板及び角材、合板、単板積層材及び集成材のいずれかであるもの
区分3	③木材保護塗料（WP：JASS18 M-307 適合品）あるいは表面処理薬剤を規定（（公社）日本木材保存協会認定の木材防腐・防蟻剤（表面処理用）若しくは（公社）日本しろあり対策協会認定の予防駆除剤）に従い塗布処理した木材

利用木材の合法性について	使用する全ての木材はクリーンウッド法に基づく合法性の確認が必要です。	☐
--------------	------------------------------------	--------------------------

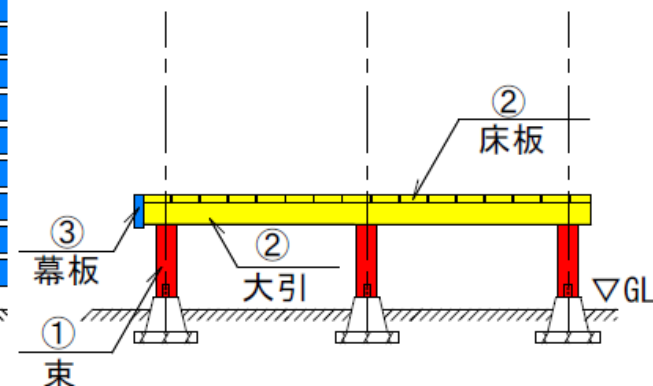
3. 事前確認事項 | 申請条件（使用木材について）



・塀（連続基礎・横板）の場合



・塀（独立基礎・横板）の場合



・デッキの場合

3. 事前確認事項 | 申請条件（助成金額について）

本事業における助成金額は、次のとおりです。

助成金額早見表		申請対象の施設の種類	
		木塀	デッキ
申請する事業者	クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者がすべての木材を供給する、もしくは登録木材関連事業者が施工する場合 (登録事業者)	延長1mあたり 20,000円 の定額助成 上限 6,000,000円	床面積1m ² あたり 20,000円 の定額助成 上限 6,000,000円
	上記の場合以外 (標準)	延長1mあたり 10,000円 の定額助成 上限 3,000,000円	床面積1m ² あたり 10,000円 の定額助成 上限 3,000,000円

※1 実際の整備費が定額助成の算出金額を下回る場合は、実際の整備費を助成額とします

※2 助成金額については、万円未満切り捨てとします

3. 事前確認事項 | 電子申請サービス利用環境

本事業では、web申請を行っていただきます。

Web申請にあたり、下記の環境を準備いただく必要があります。



Windows PC/Mac



Microsoft Edge 最新版
(Windows 10標準搭載)

or



Google Chrome 最新版
https://www.google.com/intl/ja_jp/chrome/



インターネット環境



事業担当者
メールアドレス

3. 事前確認事項 | 事前申込での入力項目

事前申込では、下記情報を入力いただく必要があります。スムーズな入力のため事前に準備ください。

*事前申込時は資料等の提出は必要ありませんが、事業申請時までにご用意をお願いします（p27参照）。

1. 会社情報		
会社名	事業担当者が所属する会社名を入力します。	☐
代表者名	事業担当者が所属する会社の代表者名を入力します。	☐
郵便番号	事業担当者が所属する会社の郵便番号を入力します。	☐
会社住所（都道府県）	事業担当者が所属する会社の住所（都道府県）を選択します。	☐
会社住所	事業担当者が所属する会社の都道府県以外の住所を入力します。	☐
支店名	事業担当者が所属する会社の支店名を入力します。（ない場合は不要）	☐
電話	事業担当者で連絡が取れる電話番号を入力します。	☐
FAX	事業担当者で連絡が取れるFAX番号を入力します。（ない場合は不要）	☐
資格または建築許可証明	資格または建築許可証明を以下から選択します。 ☐ 造園技能士・建築大工技能士 ☐ 建築士1級 ☐ 建築士2級 ☐ 建築士木造 ☐ 建築施工管理技士1級 ☐ 建築施工管理技士2級 ☐ 登録基幹技能者 ☐ 建設業許可証明	☐
外構部の木質化施工経験	外構部の木質化施工について経験の有・無を選択します。	☐

2. 申請者情報		
メールアドレス	事業担当者で連絡が取れるメールアドレスを入力します。	☐
パスワード	事業担当者が電子申請サービスを利用する際のログインパスワードを入力します。 ※当パスワードは事業申請が内定した際、事業申請時に利用します。必ず控えてください。	☐
事業担当者名	事業担当者の氏名を入力します。	☐

3. 事前確認事項 | 事前申込での入力項目

3. 事前申込情報

既設の建物の有無	既設の建物の有無を選択します。	
住宅区分	「住宅」または「非住宅」から選択します。 「住宅」とは人の居住目的で建てられた住宅。ただし建売住宅、分譲マンションは対象外です。 「非住宅」とは事務所、店舗、工場、倉庫、その他（建築基準法第2条第1号に規定する建築物としての取扱を受けているもの）をいいます。ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物としての取扱を受けていないものは対象外です。	☐
施設区分	施設区分を以下から選択します。 <u>標準と登録事業者の選択判断は、実施要領をご確認のうえ、選択を間違えないようお願いします。</u> ①塀：標準1万円/m ②塀：登録事業者2万円/m ③デッキ：標準1万円/m² ④デッキ：登録事業者2万円/m²	☐
施工する地域区分	施工先の地域区分を下記8つの区分から選択します。 <u>各地域に該当する都道府県を確認の上、選択を間違えないようお願いします。</u> ①北海道・東北（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島） ②関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、東京） ③北陸（新潟、富山、石川、福井） ④中部（長野、岐阜、静岡、愛知、三重） ⑤近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山） ⑥中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口） ⑦四国（徳島、香川、愛媛、高知） ⑧九州・沖縄（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）	☐
木材使用量（m ³ ）	申請する施設の木材使用量を入力します。	☐
予定事業量 塀：延長（m）	施設区分で「塀」を選択した場合は、塀の延長の値を入力します。	☐
予定事業量 デッキ：面積（m ² ）	施設区分で「デッキ」を選択した場合は、デッキの床面積の値を入力します。	☐
申請予定額（施設区分×木材使用量） （塀（m）またはデッキ（m ² ））	選択した「施設区分」と入力した「木材使用量」に応じて自動で金額が表示されます。	☐
工事開始予定年月	工事開始の予定月を7月～11月から選択します。	☐

4. 手続きの流れ | 外構実証型事業の事前申込ページを開く

- ① 事業公式サイトへアクセスし、「外構実証型事業」を選択する

公式サイトURL：<https://www.kinohei.jp/>

外構実証型事業を選択

外構部の木質化対策支援事業



＼ 美しい「まちづくり」に 調和する ／
～外構部の木質化の 支援事業～

4. 手続きの流れ | 外構実証型事業の事前申込ページを開く

②「外構実証型事業」のページから、公募及び実施要領を確認したうえで該当する募集区分のボタンをクリックする



外構実証型事業



画面を下方にスクロールすると
事前申込ページボタンがあります

◎ 1次募集はコチラ

1次募集に申請する

4. 手続きの流れ | 外構実証型事業の事前申込ページを開く

③公募及び実施要領を確認の上、「事前申込はこちら」ボタンをクリックする

外構部の木質化対策支援事業

お知らせ
外構実証型事業
企画提案型実証事業
クリーンウッド法に係る情報
JAS構造物利用拡大

外構実証型1次募集
外構実証型事業
1次募集

外構実証型事業 1次募集

1.1 次事業募集について
(1) 公募および実施要領
1次募集では、幅広い外構実証型事業を想定し募集します。

公募及び実施要領

(2) スケジュール

1 事前申込開始	令和3年6月21日(月) 13:00
2 事業申請の電子申請受付開始	令和3年7月21日(水) 13:00
3 交付申請の提出	実証施設の施工完了から10月28日(木) 17時まで
4 募集件数	300件程度
5 留意事項	事前申込は1事業者につき1件限りとしします。

なお、2次募集の事前申込は7月26日(月)に開始、500件程度の募集を予定しております。
1次募集で内定を受けた事業者は、2次募集の事前申込には申請できません。

2. 事前申込の申請方法
事前申込は先着順とし、設定する募集件数に達成しましたら受付を終了いたします。
**注意：WEBブラウザは「Microsoft Edge」もしくは「Google Chrome」を使用してください。
Internet Explorerを利用した場合、機能が正しく動作しません。
詳細につきましては、下記申請ガイドをご覧ください。**

事前申込はこちら

1次の事前申込は終了いたしました。
事前申込の申請ガイドはこちらをご覧ください。

公募及び実施要領が開きます
(PDFファイル)

事前申込のページへ進みます

※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

4. 手続きの流れ | 外構実証型事業の事前申込ページを開く

④「事前申込ページ」が開くことを確認します



木に変える。みんなも変わる！
Love Kinohei

外構部の木質化対策支援事業 (外構実証型事業)

以下の項目でチェックがつかない項目がある場合は事業の採択要件を満たさないことから、事前申込を行うことはできません。

- ① 申請予定の外構施設は木塀又はウッドデッキである。
- ② 申請予定の外構施設は、既設の完成された建物に付属する外構施設である。
- ③ 申請者は、申請予定の外構施設を施工する工務店、建築・建設業者、造園業者、建築士1級又は2級、建築土木造、建築施工管理技士1級又は2級、登録業法に基づく、「土木工事業」、「建築工事業」、「大工工事業」及び
- ④ 申請予定の外構施設は本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」）その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金）実施機関により確認できる場合はこの限りでない。
※地方公共団体が実施する補助事業には、国の他の補助金を財源としているものもありますので、補助金を使用する場合は、補助事業の実施主体に必ずご確認ください。
また、助成や補助を施主が受けている場合があるので、施主の協力を得てご確認ください。
- ⑤ 申請予定の外構施設に使用する木材はすべて「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（略称 クリーンウッド法）に基づき合法性が確認された合法伐採木材を使用するものである。
※ 交付申請時に合法伐採木材証明書の提出が必要となり、証明できない場合は不採択となります。
- ⑥ 申請予定の外構施設は事業申請までに施主と契約するものである。
- ⑦ 申請予定の外構施設が付属する建物は申請者以外の者が所有するものである。

！注意
対応しているWEBブラウザは、以下のいずれかとなります。

- 1) Microsoft Edge
- 2) Google Chrome

その他のWEBブラウザからアクセスした場合、電子申請サービスが正しく動作しない場合があります。
また、Internet Explorer からアクセスした場合は入力フォームへ入力することができません。

☐
☐
☐

入力欄続く

※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

4. 手続きの流れ | 採択要件のチェック

⑤ ページに記載された採択要件を熟読の上チェック☑を行い、下部の「事前申込へ」ボタンをクリックする



木に変える。みんなも変わる！

Love Kinohei

外構部の木質化対策支援事業 (外構実証型事業)

各要件を満たしていることを確認し、チェック☑します。

以下の項目でチェックがつかない項目がある場合は事業の採択要件を満たさないことから、事前申込を行うことはできません。

- ① 申請予定の外構施設は木塀又はウッドデッキである。 ☐
- ② 申請予定の外構施設は、既設の完成された建物に付属する外構施設である。 ☐
- ③ 申請者は、申請予定の外構施設を施工する工務店、建築・建設業者、造園業者で、資格（造園技能士、建築大工技能士、建築士1級又は2級、建築士木造、建築施工管理技士1級又は2級、登録基幹技能者）を持っている者、若しくは建設業法に基づく、「土木工事業」、「建築工事業」、「大工工事業」及び「造園工事業」に係る許可を有する者である。 ☐
- ④ 申請予定の外構施設は本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関からの補助や助成を受けていないもの。
ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関により確認できる場合はこの限りでない。
※ 地方公共団体が実施する補助事業には、国の他の補助金を財源としているものもありますので、補助金を使用する場合は、補助事業の実施主体に必ずご確認ください。
また、助成や補助を施主が受けている場合があるので、施主の協力を得てご確認ください。 ☐
- ⑤ 申請予定の外構施設に使用する木材はすべて「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（略称 クリーンウッド法）に基づき合法性が確認された合法伐採木材を使用するものである。
※ 交付申請時に合法伐採木材証明書の提出が必要となり、証明できない場合は不採択となります。 ☐
- ⑥ 申請予定の外構施設は事業申請までに施主と契約するものである。 ☐
- ⑦ 申請予定の外構施設が付属する建物は申請者以外の者が所有するものである。 ☐

入力欄続く

※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

4. 手続きの流れ | 採択要件のチェック

⑤ ページに記載された採択要件を熟読の上チェック☑を行い、下部の「事前申込へ」ボタンをクリックする

入力欄続き

⑧ 申請する外構施設は十分な基礎で地面に固定するものである。

⑨ 申請する外構施設は、建物と基礎が異なり、構造的に自立しているものである。

⑩ デッキについては大引、根太を直置き（ころばし）するものではない。
(塀の申請者はチェックしてください。)

各要件を満たしていることを確認し、チェック☑します。

すべてのチェックが行われていると、事前申込ページへ進めます。

事前申込へ

[お問い合わせ](#) | [利用規約](#) | [推奨環境](#)

Copyright(C)全国木材協同組合連合会 All Rights Reserved.

※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

4. 手続きの流れ | 事前申込を行う

①「事前申込（様式1-（1））」ページに、会社情報を入力します



木に変える。みんなも変わる！
Love Kinohei

外構部の木質化対策支援事業 (外構実証型事業)

事前申込(様式1-(1))

利用者の情報を入力し、「入力完了（次へ）」ボタンを押してください。
★は必須項目です

申請手順の説明書は右のリンクからダウンロードできます。 [ダウンロード](#)

1. 会社情報

1-1. 会社名 ★

1-2. 代表者名 ★

1-3. 郵便番号 ★

1-4. 会社住所(都道府県) ★

----- 選択してください -----

▼

1-5. 会社住所 ★

1-6. 支店名

事業担当者が所属する会社の下記の情報を
入力します。

- ・会社名
- ・代表者名
- ・郵便番号
- ・会社住所（都道府県）
- ・会社住所（都道府県以外）
- ・支店名

入力欄続く

※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

4. 手続きの流れ | 事前申込を行う

入力欄続き

1-7. 電話 *

- -

1-8. FAX

- -

1-9. 資格
または建設業許可証明 *

☐ 造園技能士・建築大工技能士 ☐ 建築士1級 ☐ 建築士2級
☐ 建築士木造 ☐ 建築施工管理技士1級 ☐ 建築施工管理技士2級
☐ 登録基幹技能者 ☐ 建設業許可証明

1-10. 外構部の木質化施工経験 *

----- 選択してください -----

入力欄続く

事業担当者が所属する会社の下記の情報を入力します。
・電話
・FAX（ある場合）

事業担当者が所属する会社が保有する資格または建設許可証明についてチェック回します。

事業担当者が所属する会社における「外構部の木質化」施工経験について、あり・なしから選択します。

※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

4. 手続きの流れ | 事前申込を行う

入力欄続き

2. 申請者情報

2-1. メールアドレス *

事業を申請する担当者のメールアドレスを入力します。確認欄にも同じメールアドレスを入力します。

2-2. メールアドレス（確認） *

2-3. パスワード *

※パスワードは、半角英字、半角数字、半角記号（.-_@!/?#\$\$%&）を組み合わせ、8桁以上で設定してください。

事業申請・交付申請時に電子申請システムで使用するパスワードを設定します。
※パスワードはお忘れなきよう、管理をお願いします

2-4. パスワード（確認） *

2-3で設定したパスワードと同じパスワードを入力します。

2-5. 事業担当者名 *

事業担当者の氏名を入力します。

入力欄続く

4. 手続きの流れ | 事前申込を行う

入力欄続き

3. 事前申込情報

3-1. 既設の建物の有無 *

事業予定地の**既設の建物の有無**をあり/なしから選択します。

---- 選択してください ----

3-2. 住宅区分 *

住宅区分を「住宅」または「非住宅」から選択します。
「住宅」とは人の居住目的で建てられた住宅を指します。ただし建売住宅、分譲マンションは対象外です。
「非住宅」とは事務所、店舗、工場、倉庫、その他（建築基準法第2条第1号に規定する建築物としての取扱を受けているもの）をいいます。ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物としての取扱を受けていないものは対象外です。

---- 選択してください ----

3-3. 施設区分 *

施設区分を以下から選択します。
標準と登録事業者の選択判断は、公募要領をご確認のうえ、選択を間違えないようお願いします。
① 塀：標準1万円/m
② 塀：登録事業者2万円/m
③ デッキ：標準1万円/m²
④ デッキ：登録事業者2万円/m²

---- 選択してください ----

3-4. 施工する地域区分 *

---- 選択してください ----

[各地域区分と都道府県の対応表はこちら](#)

施工先の**地域区分**を下記8つの区分から選択します。
① 北海道・東北（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
② 関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、東京）
③ 北陸（新潟、富山、石川、福井）
④ 中部（長野、岐阜、静岡、愛知、三重）
⑤ 近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
⑥ 中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
⑦ 四国（徳島、香川、愛媛、高知）
⑧ 九州・沖縄（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

入力欄続く

4. 手続きの流れ | 事前申込を行う

入力欄続き

3-5. 木材使用量(m3) *

 m3

申請する施設の木材使用量を入力します。
「木材使用量について」のリンクをクリック
すると、木材使用量の算出方法を確認できま
す。

3-6. 予定事業量
塀：延長 (m)

 m

施設区分「塀」の場合、申請する施設の
の延長 (m) を入力します。

3-7. 予定事業量
デッキ：床面積 (㎡)

 ㎡

施設区分「デッキ」の場合、申請する施設
のデッキの床面積 (㎡) を入力します。

3-8. 申請予定額
(施設区分×予定事業量)
(塀(m)またはデッキ(㎡))

 円

※ガイドラインP13を参照願います。
※単位は「万円」ではなく「円」ですのでご注意ください

選択した「施設区分」と入力した「予定事
業量」に応じて **自動で金額が表示** されます。

3-9. 工事開始予定年月 *

令和4年 〇〇月 〇〇日 選択してください

※募集及び実施要領を満たす月を選択してください

工事開始予定月を7月～11月から選択しま
す。

入力欄続く

4. 手続きの流れ | 事前申込を行う

② 外構実証事業者の申請の要件を確認し、内容に同意してから「確認画面へ」ボタンをクリックします

入力欄続き

必要事項を入力した後、外構実証事業者の申請の要件を確認し、「同意します」にチェックします。

以下「外構実証事業者の申請の要件」について内容に同意頂き、以下の「同意します」にチェックして事業登録を行います。

☐ 同意します

確認画面へ

「確認画面へ」ボタンをクリックして、確認画面へ進みます。

お問い合わせ | 利用規約 | 推奨環境

Copyright(C)全国木材協同組合連合会 All Rights Reserved.



※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

4. 手続きの流れ | 事前申込を行う

③ 入力した内容を確認のうえ、入力完了または修正を行います

入力した内容が正しいかご確認ください。

「入力完了」ボタンをクリックすることで、事前申込が完了します。

入力完了を行った後の情報の訂正はできません。
また、事前申込で2件以上の申込が確認された場合は、最初にされた申込を有効とします。

同一の施設で複数の申込みを行った場合は、双方の申込が無効となります。

入力内容に誤りがある場合は、「修正する」ボタンをクリックして入力画面に戻り、内容を修正してください。

Copyright(C)全国木材協同組合連合会 All Rights Reserved.

※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

4. 手続きの流れ | 事前申込を行う

④ 事前申込完了画面を確認します

事前申込完了画面が表示された後、入力した事業担当者のメールアドレス宛に申込完了のメールが送信されます。メールの内容を確認してください。

 木に変える。みんなも変わる!
Love Kinohei

外構部の木質化対策支援事業 (外構実証型事業)

事前申込(様式1-(1))

事前申込が完了しました。

登録頂いたメールアドレスに、事前申込完了メールが送信されます。
メールが届かない場合は、お手数ですが以下の連絡先へお問い合わせください。
事前申込審査が完了しましたら、事業者内定の可否を登録メールアドレス宛に通知します。
※審査には1週間以上の時間を要する場合があります。

申請書の作成及び事業の内容等に関する問い合わせ先
事務局 全国木材協同組合連合会内 外構部の木質化対策支援事業
〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F
TEL : 03-6550-8540 (平日10:00~17:30)
FAX : 03-6550-8541
mail : info@kinohei.jp

[お問い合わせ](#) | [利用規約](#) | [推奨環境](#)

Copyright(C)全国木材協同組合連合会 All Rights Reserved.



※ 画面は開発中のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

5. 事業者の内定とその後の手続きについて

ホームページの事前申込の必要事項の入力が完了した場合は、画面上で事前申込が完了した旨表示されるとともに、入力した事業担当者のメールアドレス宛に申込完了のメールが送信されます。審査結果については、電子申請システムで入力されたメールアドレス宛にメールにて事前申込の可否を通知します。

事前申込が承認された者には、手続きに必要なログインID、ログインパスワードがメールにより通知されますので、事業申請に必要な以下の添付書類をアップロードしたうえで、電子申請システムで事業申請を行ってください。

詳しくは、外構部の木質化対策支援事業ホームページに情報を更新していきますのでご確認ください。
提出をお願いする付属資料（付属資料は、下記のファイル名にしたうえでアップロードをして下さい。
再提出の場合は何回目の提出かわかるように〇回目を変更してください。）

《事業申請時》

下記の各ファイルは、極力一つのファイルとして下さい。
修正等で、差替える場合は各ファイルごとに差替え下さい。

- 01_登記簿(法人の場合)又は建設業等に係る届出(個人事業者の場合)(1回目).pdf
- 02_資格又は建設業許可証明書(1回目).pdf
- 03_誓約書(1回目).pdf
- 04_建物写真(1回目).pdf
- 05_図面(1回目).pdf
- 06_木材利用量計算書(1回目).xlsx
- 07_見積明細書(1回目).pdf
- 08_助成金振込銀行口座情報(1回目).xlsx

- ※1 このほかの資料は09_～でナンバリングしたファイル名として下さい。
- ※2 図面とは木塀では案内図、配置図、平面図、立面図、断面図とし、デッキでは案内図、配置図、平面束伏図、平面大引伏図、平面床伏図、立面図、断面図とします。
- ※3 登記簿は発行から3か月以内のものでお願いします。

《交付申請時》

下記の各ファイルは、極力一つのファイルとして下さい。
修正等で、差替える場合は各ファイルごとに差替え下さい。

- 61_図面(1回目).pdf
- 62_木材利用量計算書(1回目).xlsx
- 63_工事写真(1回目).pdf
- 64_整備費が確認できる領収書又は請求書(要明細)(1回目).pdf
- 65_木材の耐久性を証明する資料(1回目).pdf
- 66_クリーンウッド法に基づいた合法伐採木材証明(1回目).pdf
- 67_木材調達経緯を示す資料(1回目).xlsx

- ※1 このほかの資料は68_～でナンバリングしたファイル名として下さい。
- ※2 図面とは木塀では配置図、平面図、立面図、断面図とし、デッキでは配置図、平面束伏図、平面大引伏図、平面床伏図、立面図、断面図とします。



詳細は下記ページより公募要領を必ず
確認してください

<https://www.kinohei.jp/gaikou/>

お問い合わせ先

外構部の木質化対策支援事業 事務局
TEL : 03-6550-8540 (平日10:00~17:30)
FAX : 03-6550-8541
mail : info@kinohei.jp

